

# 草津市いじめ防止基本方針

平成26年11月  
(平成30年3月改定)

草津市

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	1
1 いじめの定義	1
（1）心理的な影響を与える行為の具体的な態様	1
（2）物理的な影響を与える行為の具体的な態様	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
（1）いじめの未然防止	3
（2）いじめの早期発見	4
（3）いじめへの対処	4
（4）関係機関および家庭や地域との連携	5
4 いじめの防止等に関する社会の役割	6
（1）市の役割	6
（2）学校の役割	6
（3）家庭の役割	6
（4）地域の役割	7
（5）関係機関の役割	7
第2 いじめの防止等のための対策の内容	7
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	7
（1）いじめ問題に関する組織の設置	7
（2）市におけるいじめの防止等に関する措置	8
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策	8
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	9
（2）学校問題対策委員会の設置	9
（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置	9
（4）学校評価の実施	10
3 重大事態への対処	10
（1）重大事態の意味	10
（2）重大事態の報告	11
（3）重大事態の調査	11
（4）学校または市立学校いじめ問題調査委員会による調査	11
（5）調査結果を受けた市いじめ再調査委員会の再調査および措置	12
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
1 施策の点検評価	12
2 基本方針の見直し	12
3 市立学校における学校いじめ防止基本方針の策定	12
4 財政上の措置等	12